

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

- 1 次の各省令について、本人確認書類の範囲に健康保険の資格確認書を加える等の整備を行うこととする。
 - (1) 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
 - (2) 所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
 - (3) 消費税法施行規則（昭和63年大蔵省令第53号）
 - (4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）
 - (5) 酒税法施行規則（昭和37年大蔵省令第26号）
 - (6) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省・自治省令第1号）
- 2 この省令は、令和6年12月2日から施行することとする。（附則第1条関係）